

後三条の改革

1 後三条 1068~72 摂関家を外戚としない→藤原頼通(前関白)・^{のりみち}2**教通**(関白)兄弟と対立
 →中下級貴族(受領層)が天皇のもとへ結集 学者・実務官僚の登用
 <例>^{まさふさ}3**大江匡房**(儀式書『^{ごうけしだい}4**江家次第**』)

5**延久の荘園整理令**[6**1069**]

- (a)寛徳2年(←前々回の整理令)以後の新立荘園
 - (b)書類不備の荘園 (c) 国務に支障のある荘園
- } 停止

7**摂関家を含め有力貴族・寺社も例外とせず**→かなりの成果→天皇権威回復・摂関家に打撃

8**記録荘園券契所** (9**記録所**)設置[1069] <例>^{いわしみずはちまんくう}岩清水八幡宮領 3 4 → 2 1

太政官に付属→10**中央で統一的に整理** ※従来は国司任せ

11**内裏造営**を計画…**荘園公領区別なく全国一律に課税**(12**一国平均役**)

13**萱旨枘**制定[1072]…枘の大きさを統一

院政の始まり

14 白河 1072~86 後三条の子 摂関を外戚としない ※後三年合戦(1083-87)

15**1086**、子の¹⁶**堀河天皇**(8歳)に讓位 →¹⁷**上皇(院)**として政治=¹⁸**院政**の始まり

院政の**特徴** 院政を行うのは天皇の父・祖父など¹⁹**天皇家の家父長** ※^{ちてん}「**治天の君**」という
 ※背景に婚姻形態の変化…^{むこと}婿取りから嫁入りへ(男系重視)

「律令」外の存在 →法・慣例を無視できる →私的な専制政治

機構 ^{いんのちやう}21**院庁**…政務機関 官人を^{いんし}22**院司**という

23**院庁下文**(^{くだしふみ}公的・公文書)や²⁴**院宣**(私的・直接)を出す

支持層 主に²⁵**中下級貴族(受領層)**…反**摂関家勢力**の結集

26**院近臣**…院の側近 后妃や乳母の一族など <例>^{はむろあきたか}葉室顕隆

軍事力 ²⁷**北面の武士**(院の御所の北に置かれた警備の武士)

財源 ①受領層の²⁸**成功** ②院の²⁹**荘園**

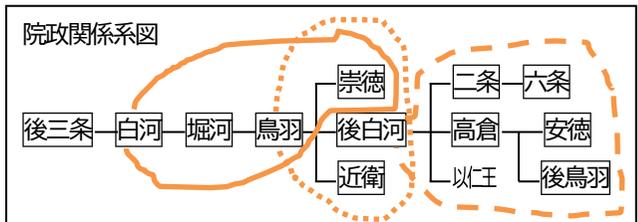
③院の³⁰**知行国**(³¹**分国**)…**国の実権**を特定の人物(→³²**知行国主**)に与える制度
 …… 国司の任免権や公領収入の大部分など

☆三代約100年が全盛

³³**白河**院政[1086~1129]

→³⁴**鳥羽**院政[1129~56]

→³⁵**後白河**院政[1158~79, 81~92]



院政と荘園

(1) 荘園の急増…特に³⁶鳥羽院政期以降 ☆³⁷院が最大級の荘園領主

<例> ³⁸八条(女)院領 (³⁹鳥羽院から皇女八条女院へ 100箇所→のち220箇所)

⁴⁰長講堂領 (⁴¹後白河院から長講堂へ 90箇所→のち180箇所)

(2) 荘園の本格化…自立傾向も強まる

11世紀後半以降、⁴²領域型荘園(田地だけでなく村落や周囲の山川なども含める)が増加

⁴³不輸・不入の一般化 →⁴⁴不入は警察権の排除にまで拡大

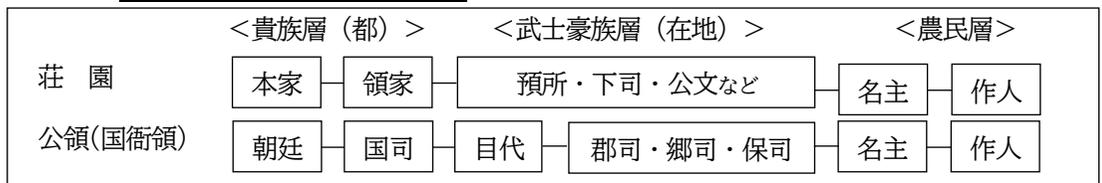
(3) 公領(公田)の変化…国司による支配強化・再編成 ※延久の荘園整理が契機(きっかけ)

①受領は交替の時のみ赴任 …現地には目代を派遣

②公領は実質的には(国司に従う)地方豪族や開発領主が支配 ※古代の郡の境界線は無意味

→国司は彼らの勢力範囲ごとに公領を再編成 (⁴⁵郡・郷・保) し、

彼らを⁴⁶郡司・郷司・保司に任命して徴税を請け負わせる



☆公領も⁴⁷実態は荘園と同じ…⁴⁸国衙領と呼ぶ(国司が領家、朝廷が本家にあたる 農民層は同じ)

このような土地制度全体を⁴⁹荘園公領制と呼ぶ。

☆当時、⁵⁰荘園と公領はほぼ半々

時代順問題練習 <センター2008年B本試験より>

I ②天皇が幼少のときには摂政、成人したのちには関白をおくことが通例となった。10世紀

II ③院の命令を伝える文書や院庁が出す文書が、荘園の認可などの国政に大きな効力をもつようになった。

III ①天皇の側近として、天皇の命令をすみやかに太政官に伝える蔵人頭が設けられた。9世紀 ↑12世紀

後三条の改革

1 _____ 1068~72 摂関家を外戚としない→藤原頼通(前関白)・^{のりみち}2教通(関白)兄弟と対立
→中下級貴族(受領層)が天皇のもとへ結集 学者・実務官僚の登用
<例>3大江匡房(儀式書『^{ごうけしだい}4江家次第』)

5延久の荘園整理令[6_1069]

- (a)寛徳2年(←前々回の整理令)以後の新立荘園
 - (b)書類不備の荘園 (c) 国務に支障のある荘園
- } 停止

7摂関家を含め有力貴族・寺社も例外とせず→かなりの成果→天皇権威回復・摂関家に打撃

8 _____ (9記録所)設置[1069] <例>^{いわしみずはちまんくう}岩清水八幡宮領 3 4 → 2 1
太政官に付属→10中央で統一的に整理 ※従来は国司任せ

11内裏再建を計画…荘園公領区別なく全国一律に課税(12一国平均役)

13 _____ 制定[1072]…柁の大きさを統一

院政の始まり

14 _____ 1072~86 後三条の子 摂関を外戚としない ※後三年合戦(1083-87)

15_1086_ 子の^{くわてん}16堀河天皇(8歳)に譲位 →^{じやう}17上皇(院)として政治=^{じやう}18院政の始まり

院政の**特徴** 院政を行うのは天皇の父・祖父など^{てん}19天皇家の家父長 ※「^{ちてん}20治天の君」という
※背景に婚姻形態の変化…^{むこと}婿取りから嫁入りへ(男系重視)

「律令」外の存在 →法・慣例を無視できる →私的な専制政治

機 構 ^{いんし}21 _____ …政務機関 官人を^{いんし}22院司という

^{くだしぶみ}23院庁下文(公的・公文書)や^{こく}24 _____ (私的・直接)を出す

支持層 主に^{じやう}25中下級貴族(受領層)…反摂関家勢力の結集

^{はむろあきたか}26 _____ …院の側近 后妃や乳母の一族など <例>葉室顕隆

軍事力 ^{しやう}27 _____ (院の御所の北に置かれた警備の武士)

財源 ①受領層の^{せいこう}28成功 ②院の^{じやう}29荘園

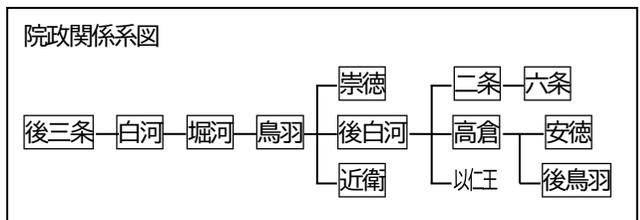
③院の^{しやう}30 _____ (31 _____) …**国の実権**を特定の人物(→^{ちやう}32知行国主)に与える制度
…… 国司の任免権や公領収入の大部分など

☆三代約1000年が全盛

^{しやう}33白河院政[1086~1129]

→^{しやう}34 _____ 院政[1129~56]

→^{しやう}35 _____ 院政[1158~79, 81~92]



院政と荘園

(1) 荘園の急増…特に³⁶鳥羽院政期以降 ☆³⁷院が最大級の荘園領主

<例> ³⁸_____ (³⁹鳥羽院から皇女八条女院へ 100箇所→のち220箇所)

⁴⁰_____ (⁴¹後白河院から長講堂へ 90箇所→のち180箇所)

(2) 荘園の本格化…自立傾向も強まる

11世紀後半以降、⁴²領域型荘園(田地だけでなく村落や周囲の山川なども含める)が増加

⁴³不輸・不入の一般化 →⁴⁴不入は警察権の排除にまで拡大

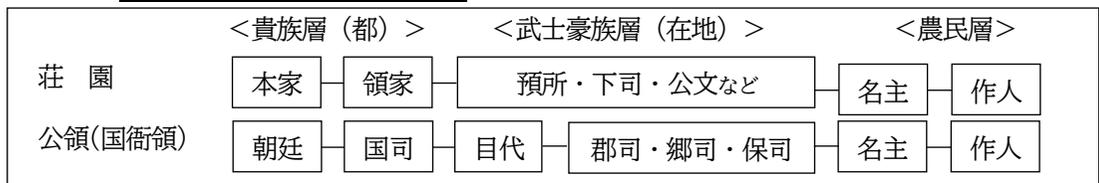
(3) 公領(公田)の変化…国司による支配強化・再編成 ※延久の荘園整理が契機(きっかけ)

①受領は交替の時のみ赴任 …現地には目代を派遣

②公領は実質的には(国司に従う)地方豪族や開発領主が支配 ※古代の郡の境界線は無意味

→国司は彼らの勢力範囲ごとに公領を再編成 (⁴⁵郡・郷・保) し、

彼らを⁴⁶_____・_____に任命して徴税を請け負わせる



☆公領も⁴⁷実態は荘園と同じ…⁴⁸_____と呼ぶ(国司が領家、朝廷が本家にあたる 農民層は同じ)

このような土地制度全体を⁴⁹荘園公領制と呼ぶ。

☆当時、⁵⁰荘園と公領はほぼ半々

時代順問題練習 <センター2008年B本試験より>

- I 天皇が幼少のときには摂政，成人したのちには関白をおくことが通例となった。
- II 院の命令を伝える文書や院庁が出す文書が，荘園の認可などの国政に大きな効力をもつようになった。
- III 天皇の側近として，天皇の命令をすみやかに太政官に伝える蔵人頭が設けられた。